

○佐賀県警察交通管制の実施に関する訓令の制定について（通達）

昭和55年3月31日

佐警本例規（交企）第2号

改正 平成3年3月佐警本例規第9号、13年12月佐本規制発第664号

昭和55年佐賀県警察本部訓令第4号をもって、みだし訓令を別添のとおり制定し、本年4月1日から施行することとしたので、次の事項に配意し、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、交通情報伝達要領（昭和44年佐警本例規（交）第21号）は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

従来、交通情報の収集及び伝達については、交通情報伝達要領により行ってきたところであるが、このたび、佐賀県警察交通管制センター（以下「管制センター」という。）を開設することに伴い、この方法を改め、管制センターにおいて、県下及び近県における交通情報を一元的には握するとともに、交通情報の伝達及び車両のう回誘導等の交通管制を有機的に行い、もって交通の安全と円滑に資するために、本訓令を制定したものである。

2 訓令の要点

- (1) 交通情報を交通障害情報と交通渋滞情報に区分し、交通渋滞度については、3段階に区分したこと。
- (2) 管制センターの業務について定めたこと。
- (3) 交通管制機器の維持管理、信号機の現示管理等について、その責任体制を明らかにしたこと。
- (4) 交通規制課長、警察署長等が収集すべき交通情報の範囲、方法及び交通情報の報告要領について定めたこと。
- (5) 緊急時において管制センター交通管制官（以下「管制官」という。）がとるべき現場の警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する直接指示について定めたこと。
- (6) 広域交通管制の措置について定めたこと。

3 運用上の留意事項

(1) 定義（第2条関係）

ア 交通情報は、交通障害情報と交通渋滞情報に区分され、前者は主として道路効用の阻害状況に関する情報であり、後者は車両の停滞状況に関する情報である。しかし、

実際の運用に当たっては区別をする必要はないので、交通情報として取扱えばよい。

イ 交通管制機器とは、交通管制を実施するための装置で、中央装置（電子計算機とその周辺装置・通信制御装置・中央表示盤等）、端末装置（信号機・車両感知器等）及び付帯設備（空気調和装置・消火設備等）を総称するものである。

(2) 管制センターの業務（第3条関係）

管制センターの業務として行うものは、信号機、情報収集・提供装置、道路標識等の制御及び管理である。

なお、信号機等の管理・運用については、これまでどおり、交通安全施設管理運用要綱（昭和53年佐警本例規（交企）第11号）に基づいて実施すること。

(3) 交通情報の報告（第6条第2項第2号関係）

交通障害等が発生し、又はそのおそれがあることがあって急を要し、事前報告のいとまがない場合であって、現場の警察官等から有・無線で即報させ、迅速・的確な交通管制をしようとするものである。

(4) 交通管制の指示（第7条関係）

ア 管制官の現場警察官等に対する直接指示権を規定したが、これは交通情勢の変化に即応するため、緊急を要して警察署長を通じて措置するいとまがない場合に限り、現場警察官等に、直接、必要事項を指示して、現場措置を行わせようとするものである。

イ 「警察官等」として、交通巡視員の措置を予定しているが、交通巡視員の道路交通法に基づく権限外のことまで行わせようとするものではない。

したがって、通行の禁止、制限その他警察官固有の権限に基づくものは、あくまで警察官が実施し、交通巡視員には交通整理、違法駐車に対する措置等を行わせるという趣旨である。

(5) 広域交通管制（第9条関係）

交通障害等が「2以上の警察署の管轄区域に及ぶ」とは、境界を接する2以上の警察署の管内に、一時的に交通渋滞現象が生ずる程度のものではなく、その原因及びこれに関連して派生する交通渋滞の規模が大きく、かつ、長時間にわたる場合で広域的な交通管制措置を必要とするときを指すものである。